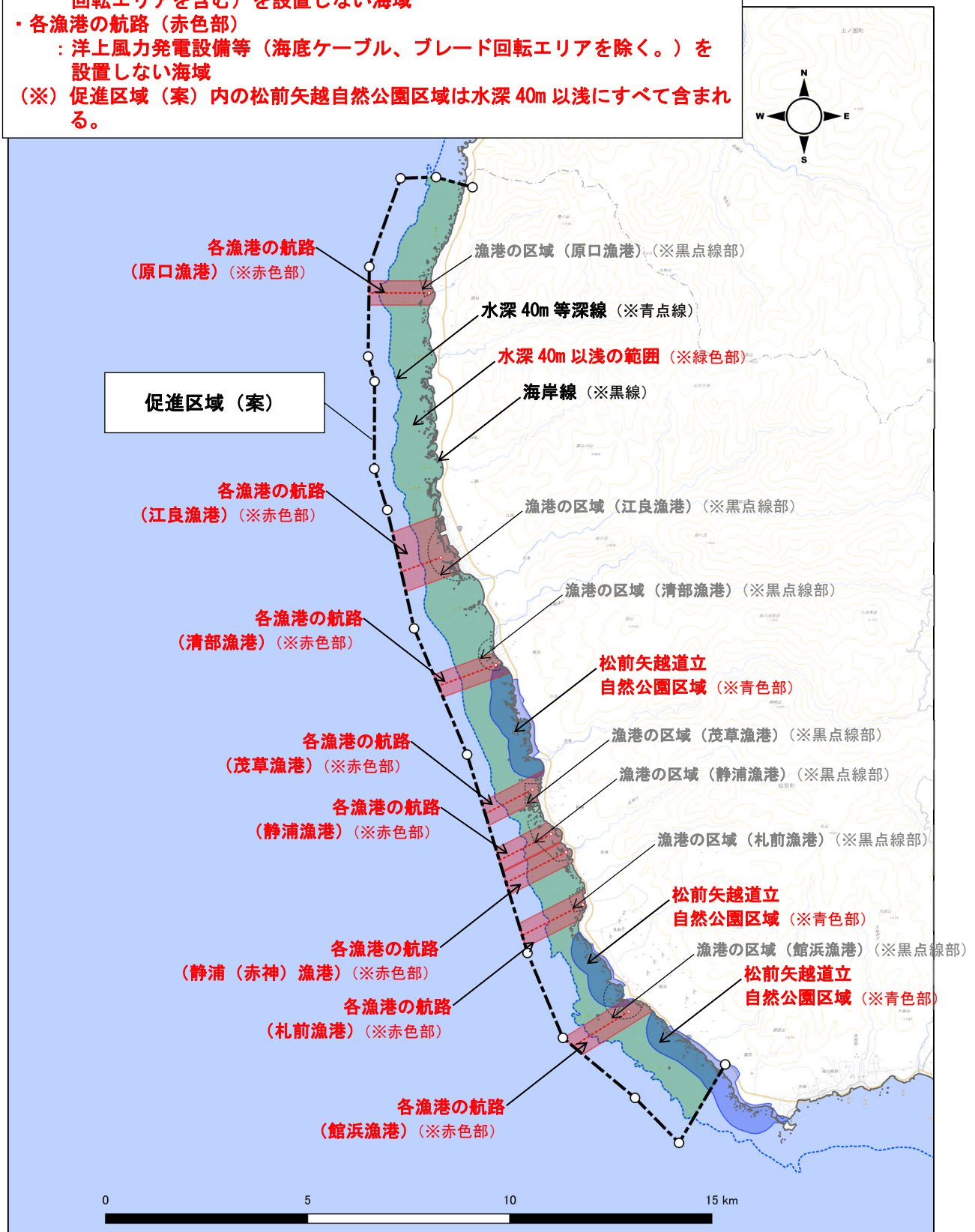


発電設備等の設置に制約が生じる範囲(案)

- ・水深 40m 以浅の範囲（緑色部）、松前町の住宅等から 1 km 以内の範囲（別途示す範囲）及び松前矢越自然公園区域（青色部）（※）
：洋上風力発電設備等（海底ケーブル及びその付属設備を除く。ブレード回転エリアを含む）を設置しない海域
 - ・各漁港の航路（赤色部）
：洋上風力発電設備等（海底ケーブル、ブレード回転エリアを除く。）を設置しない海域
- （※）促進区域（案）内の松前矢越自然公園区域は水深 40m 以浅にすべて含まれる。



※漁港の区域は海洋台帳、水深 40m 等深線は海底地形データ（日本水路協会）、海岸線及び松前矢越道立自然公園区域は国土数値情報（国土交通省）に基づき作成。

発電設備等の設置に制約が生じる範囲（各漁港の航路）

○各漁港の航路は、下記「基点座標」より「基準線の角度」で引いた基準線の両側 300m（航路幅 600m）、江良漁港については北側 1,000m、南側 500m（航路幅 1,500m）となる。

	基点座標						基準線 の角度	各漁港の航路
	緯度（北緯）			経度（東経）				
	度	分	秒	度	分	秒		
原口漁港	41	36	16.12	139	58	57.13	270 度	基準線の両側 300m （航路幅 600m）
江良漁港	41	32	43.98	139	59	10.34	250 度	基準線の北側 1,000m、南側 500m （航路幅 1,500m）
清部漁港	41	31	17.85	140	0	9.28	250 度	基準線の両側 300m （航路幅 600m）
茂草漁港	41	29	37.97	140	0	48.83	243 度	基準線の両側 300m （航路幅 600m）
静浦漁港	41	29	2.38	140	1	8.64	243 度	基準線の両側 300m （航路幅 600m）
静浦（赤 神）漁港	41	28	47.83	140	1	24.75	243 度	基準線の両側 300m （航路幅 600m）
札前漁港	41	28	5.95	140	1	42.83	243 度	基準線の両側 300m （航路幅 600m）
館浜漁港	41	26	40.21	140	2	31.95	238 度	基準線の両側 300m （航路幅 600m）